

青梅市資源物・ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、青梅市資源物・ごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において広告とは、要綱第7項の規定によりカレンダーへの広告掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）が指定する広告をいう。

3 管理者

広告の管理者（以下「管理者」という。）は、清掃リサイクル課長とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

4 規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦30ミリ×横130ミリ
- (2) 提出形式 J P E G 形式

5 掲載枠数、位置等

- (1) 広告数は12枠とし、広告の掲載位置は、管理者が指定する箇所とする。
- (2) 1部当たりにおいて、同一の広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告数に満たないときは、この限りでない。
- (3) 広告は紙媒体および青梅市ホームページ上で公開する電子データ版のカレンダーに掲載する。

6 掲載料

1枠につき50,000円

7 広告掲載の申込みおよび決定

(1) 広告掲載希望者は、青梅市長（以下「市長」という。）が指定する日までに、青梅市資源物・ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（別記様式）に広告図案を添えて市長に提出するものとする。

(2) 要綱第6項第2号に該当しない者の広告で、要綱第3項各号に該当しない広告にかかる広告掲載希望者が複数いる場合、広告の掲載は、申込みの順により決定する。

8 広告の内容に関する協議

市長は、カレンダー面に掲載するデザインとの整合性を図るため、広告の色、表現、文章等の変更を広告掲載者と協議することができるものとする。

9 広告掲載者の届出義務等

広告掲載者は、広告を変更しようとするときは速やかに市長に届け出なければならない。広告掲載を中止しようとするときも、また同様とする。

10 掲載の決定の取消しおよび中止

(1) 市長は、要綱第10項に定めるもののほか、前項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったときは、広告掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。この場合において、既納の掲載料は還付しない。

(2) 前号の規定により広告掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は、広告掲載者に通知するものとする。

11 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

12 実施期日

この基準は、令和元年10月17日から実施する。

13 経過措置

この基準の一部改正は、令和5年9月29日から実施し、同年4月1日から適用する。